

部会の設置について

令和 5 年 4 月 21 日  
 こども家庭審議会決定

こども家庭審議会令（令和 5 年政令第 127 号）第 6 条第 1 項に基づき、こども家庭審議会に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、それぞれ、同表の中欄に掲げるとおりとし、その庶務は、それぞれ、同表右欄に掲げる課又は参事官において処理する。

名称	所掌事務	庶務
基本政策部会	1 こども大綱の案の策定に向けた検討及び同大綱に基づく施策の実施状況の検証・評価 2 こどもの意見の政策への反映に係る仕組みづくり・環境整備に関する調査審議 3 児童の権利に関する条約に係る取組に関する調査審議（児童の権利委員会の総括所見の国内施策への適切な反映等） 4 その他こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向けた基本的な政策に関する重要事項の調査審議	長官官房参事官（総合政策担当）
幼児期までのこどもの育ち部会	1 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）の策定に関する調査審議 2 保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に関する調査審議 3 その他こどもの育ちのサービスに関する調査審議等（こどもの預かりサービスの在り方に関する議論を含む。）	成育局成育基盤企画課及び保育政策課
こどもの居場所部会	1 こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）に関する調査審議 2 放課後児童施策に係る調査審議 3 遊びのプログラム等に関する調査審議	成育局成育環境課

科学技術部会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 生殖補助医療に関する事項及び NIPT 等の出生前検査に関する調査審議</li> <li>2 こども家庭庁の所掌事務に関する科学技術研究に関する調査審議（こども家庭科学研究や AMED 研究を含む。）</li> </ol>	成育局母子保健課
社会的養育・家庭支援部会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会的養育に関する事項の調査審議</li> <li>2 施設入所児童の権利擁護の向上、適切な処遇支援の実施に関する調査審議</li> <li>3 児童ポルノ法（平成 11 年法律第 52 号）に基づく児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策に関する検証・評価等</li> </ol>	支援局家庭福祉課
児童虐待防止対策部会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 児童虐待防止対策に関する調査審議</li> <li>2 児童虐待による死亡事例等の総合的な検証等</li> <li>3 その他虐待防止対策全般に関する調査審議</li> </ol>	支援局虐待防止対策課
障害児支援部会	障害児支援に関する調査審議	支援局障害児支援課
こどもの貧困対策・ひとり親家庭支援部会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 こどもの貧困対策に係る施策に関する事項の調査審議</li> <li>2 ひとり親支援施策に関する事項の調査審議</li> </ol>	支援局家庭福祉課